

第1章 計画策定の概要

1 趣旨

本市では、平成30年3月に「仙台市障害者保健福祉計画」（計画期間は平成30～令和5年度）、「仙台市障害福祉計画（第5期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第1期）」（いずれも計画期間は平成30～令和2年度）の3計画を策定し、障害福祉施策の充実に努めてきました。

令和2年度には、「仙台市障害者保健福祉計画」の中間評価を実施し、各施策の課題を整理するとともに、後期期間（令和3～5年度）に取り組むべき施策の方向性について検討を行いました。

障害者保健福祉計画に関する検討の結果を踏まえ、また、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（改正：令和2年5月19日厚生労働大臣告示）」に基づき、「仙台市障害福祉計画（第6期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第2期）」（いずれも計画期間は令和3～5年度）を策定します。

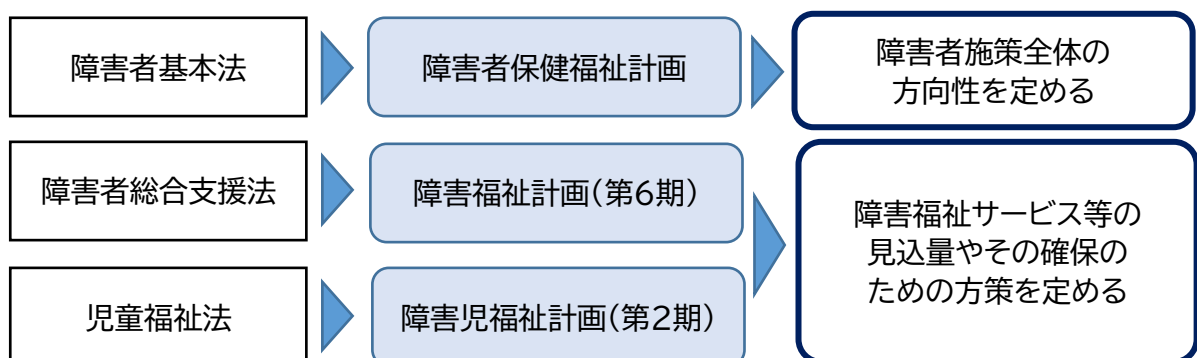
2 位置づけ

(1) 法令根拠

障害福祉計画（第6期）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業*の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」であり、障害福祉サービスの見込量及びそれを確保するための方策等を定めるものです。

また、障害児福祉計画（第2期）は、「児童福祉法」第33条の20第1項に定める「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（市町村障害児福祉計画）」であり、障害児通所支援等の見込量やそれを確保するための方策等を定めるものです。

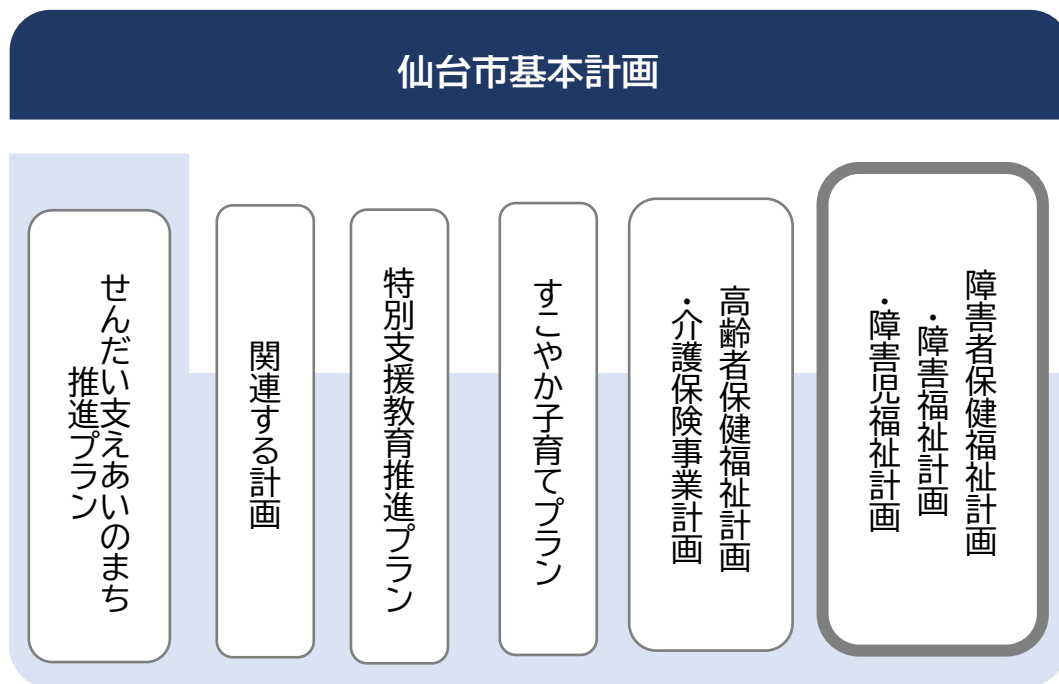
【図：各計画と法律の対応】



(2) 本市の他計画等との関係

「仙台市基本計画」を上位計画とし、計画の目指す都市の姿の実現に向けて、その他各種関連計画と緊密に連携し、施策を推進していきます。

【図：計画の位置づけ】



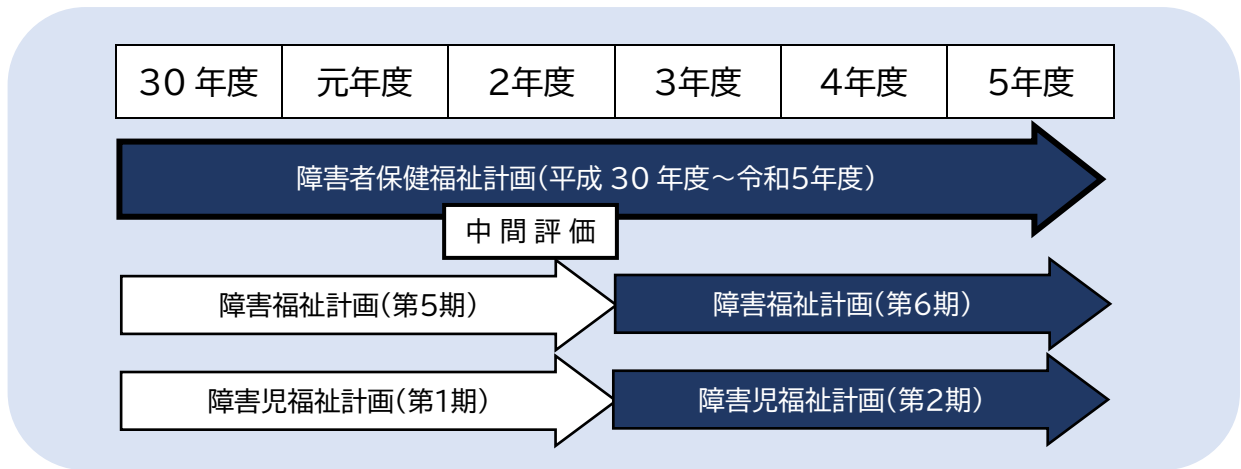
3 対象

「障害者基本法」に定義する、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を対象とします。

また、本市がこれまで支援の対象としてきた、難病や高次脳機能障害等、多様な障害のある方や、福祉制度の谷間にある方及びその家族等についても引き続き対象とします。併せて、障害のあることで生きづらさを生み出す社会環境そのものを変えていく施策についても進めていきます。

4 計画期間

障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）は、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とします。



5 SDGs との関係

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年（平成27年）に国連総会で採択された、持続可能でより良い世界を目指すための2030年（令和12年）までの国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことを理念に、環境、経済、社会等をめぐる課題に世界全体で取り組むものとされています。

障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）では、「仙台市SDGs（持続可能な開発目標）推進方針」に基づき、計画に関連する主な目標を以下のとおり定めま

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	各国内及び各国間の不平等を是正する	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な生産消費形態を確保する	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		